

# 現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）の 交付申請事務の流れについて

## 市 町 村

### 【直接補助事業】

交付された交付金の実施事業への配分は、  
交付決定額の範囲内で市町村の裁量により決定。

### 【間接補助事業】

交付された交付金の実施事業への配分は、都道府県  
からの配分額の範囲内で市町村の裁量により決定。

※ 市町村又は都道府県において、直接補助事業又は間接補助事業  
で交付決定額を上回る事業費が必要となった場合は、国は、予算  
の範囲内で変更交付決定を行う。

都道府県は、市町村が実施する  
事業に対して補助を行う

## 都 道 府 県

交付された交付金の市町村への配分は、交付  
決定額の範囲内で都道府県の裁量により決定。

直接補助①  
事前協議

直接補助②  
内示

直接補助③  
交付申請

直接補助④  
交付決定

間接補助①  
事前協議

間接補助②  
内示

間接補助③  
交付申請

間接補助④  
交付決定

県事業①  
事前協議

県事業②  
内示

県事業③  
交付申請

県事業④  
交付決定

### 【直接補助事業】

- 地方独自の子育て支援推進事業
- 次世代育成支援対策推進事業

## 国

### 【間接補助事業】

- 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業
- 子育て支援環境整備事業